

倉吉市成年後見制度利用促進基本計画 概要

1 倉吉市成年後見制度利用促進基本計画とは

- 平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(平成28年法律第29号。)が施行され、同法律に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「国 の基本計画」という。)が閣議決定。
- その中で市町村においても、この国の基本計画を勘案して成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。
- 認知症、知的障がいや精神障がいなどによって支援を必要とする人へ、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援や包括的な支援が行き届く地域共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「倉吉市成年後見制度利用促進基本計画」を策定。

2 計画の期間

- 「倉吉市成年後見制度利用促進基本計画」は、令和4年度から令和8年度までの5年間。

3 現状

- 全国的な状況と同様に、成年後見制度の利用者数は近年増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少なく、制度が十分に活用されていない状況。

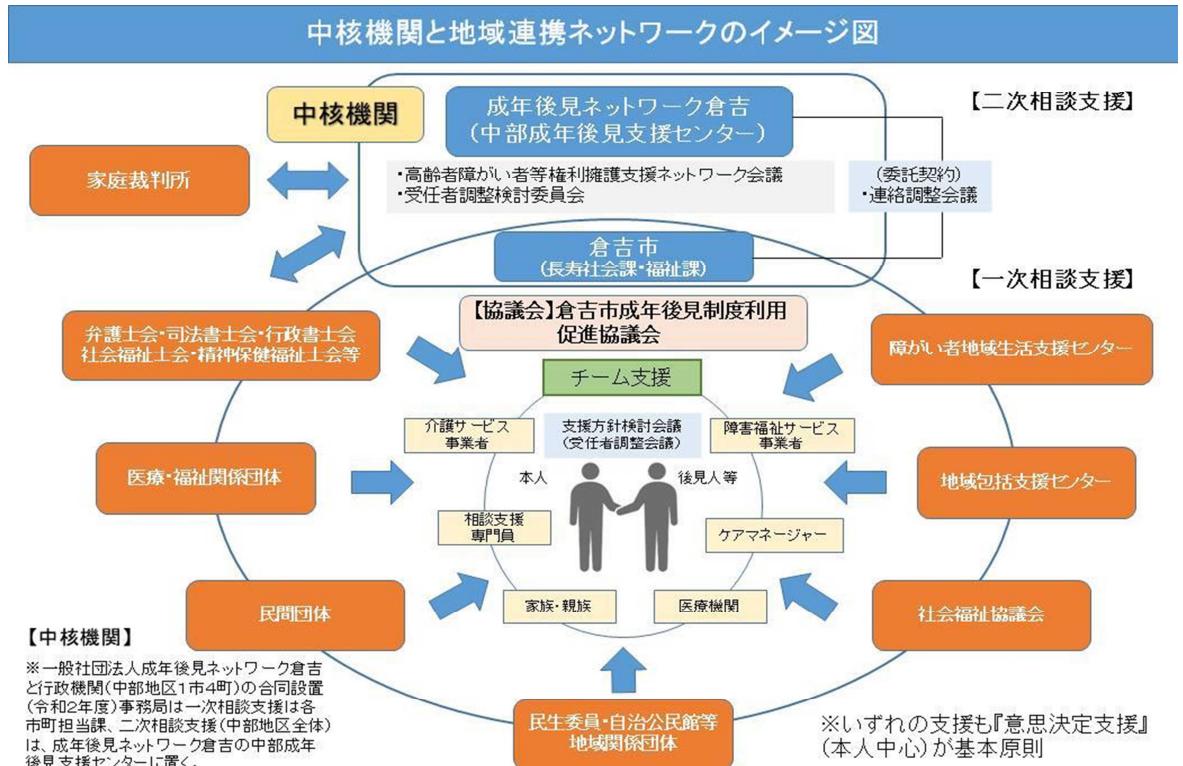
4 課題

- 課題1：権利擁護に係る相談体制・支援体制の整備
- 課題2：本人の意思決定や身上保護に重点を置いた支援
- 課題3：成年後見制度の認知度の向上
- 課題4：成年後見制度の利用に係る申立支援と経済的負担の軽減

5 計画の基本理念、基本目標と施策の体系

基本理念	基本目標	施策
みんながいきいきと輝くまちづくり	基本目標1 成年後見制度の利用を推進するための体制整備	施策 1-1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築等 施策 1-2 中核機関の機能分化と機能強化 施策 1-3 成年後見人等の受け皿の拡大
	基本目標2 誰もが安心して成年後見制度を利用できるしくみづくり	施策 2-1 成年後見制度の周知・啓発 施策 2-2 申立支援と助成制度のあり方の検討 施策 2-3 意思決定支援と身上保護の重視

6 今後の取組



項目	主な機能（概要）		事業内容
ア)広報機能	関係機関と連携しながら、パンフレットの作成・配布、研修会、セミナー企画等の広報活動の活性化を図る。（住民等への周知啓発等）		①相談窓口の広報、パンフレット等の作成 ②住民対象の相談会、啓発研修会等の開催
イ)相談機能	相談窓口の拡大、相談受理ケースに係る後見等のニーズの精査と必要な支援体制に係る調整を行う。 （一次相談支援体制） ・行政、社協、包括、障がい者地域生活支援事業所等で相談受理から家裁申立てまでを支援、受任団体も相談窓口を設置		①一次相談支援体制の充実強化 ・個別支援検討会議の開催 ・一次支援機関職員研修会の開催 ②二次相談支援体制の構築 （一次で対応困難なケース、苦情等対応） ・中核機関に「受任者調整検討委員会」の設置 ・「受任者調整検討委員会」の開催と家裁との連絡調整
ウ)成年後見制度利用促進			
a)受任者調整（マッチング）等の支援	親族後見人候補者の支援（現行）家裁の監督と後見支援信託制度等	親族への助言、専門職への繋ぎ、親族後見人への継続的支援体制の調整	①基本的に、イ)の一次及び二次相談支援窓口で対応 ・成年後見実務者研修会の開催
	市民後見人候補者等の支援（課題）4町に住所のある市民後見人の登録先やマッチング	市民後見人候補者とのマッチング、市民後見人への継続的支援体制の調整	①法人後見事業運営委員会（倉吉市社協）への委員派遣 ・市民後見人へのマッチング ②市社協への支援（バックアップ）
	受任者調整（マッチング）等（現行）各受任団体（法人）が家裁への候補者名簿等を提出	後見人候補者名簿、法人後見できる法人への候補者名簿等の整備と家裁への推薦	①マッチングは、個別支援検討会議を経て行うことを原則に、イ)の一次及び二次相談支援で対応
	家庭裁判所との連携	上記の機能を推進するため、日頃からの連携体制を整える	①中部地区高齢者等権利擁護支援ネットワーク会議へオブザーバーとして参加
b)担い手の育成・活動の促進	市民後見人の研修・育成・活用	ネットワークの連携した取組、市民後見研修終了者の社協等での実務経験体制	①市民後見人養成事業実行委員会への委員派遣 ・市民後見人養成事業への継続的支援（⇒市社協H29～）
	法人後見の担い手の育成・活動支援	社協、親の会等の法人後見への取組への支援	①法人後見未設置の社協への働きかけ、親の会、社会福祉法人の法人後見への取組み促進 ②法人後見従事者養成研修会の開催
c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムースな移行			①県及び市町村社協との意見交換会 具体的な取り組み方法の検討
エ)後見人支援機能	・親族後見人や市民後見人等からの日常的な相談への対応体制 ・「関係機関連携チーム」による継続的な支援体制の構築 ・後見人の関係が不調なケース、後見人の交代が必要なケース等への迅速、柔軟な対応ができるよう家裁との連絡調整		①基本的に、イ)の一次及び二次相談支援窓口で対応 ・後見受任団体（法人等）での対応もあり ②家裁との連絡調整
	・親族後見人等の孤立防止、日常的な相談が受けられる体制づくり（法務省等で実効的な方策を検討中）		⇒ウ)のa) b)を中心、ア)～エ)の施策が充実すれば効果が高まる

7 計画の推進と評価

○毎年度、本計画の進捗状況について取りまとめ、倉吉市成年後見制度利用促進協議会に報告し、分析・評価を行います。7月末までに協議会に当該年度の具体的な取組計画を報告するとともに、前年度の進捗状況の振り返り・評価を行います。